

葛飾区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

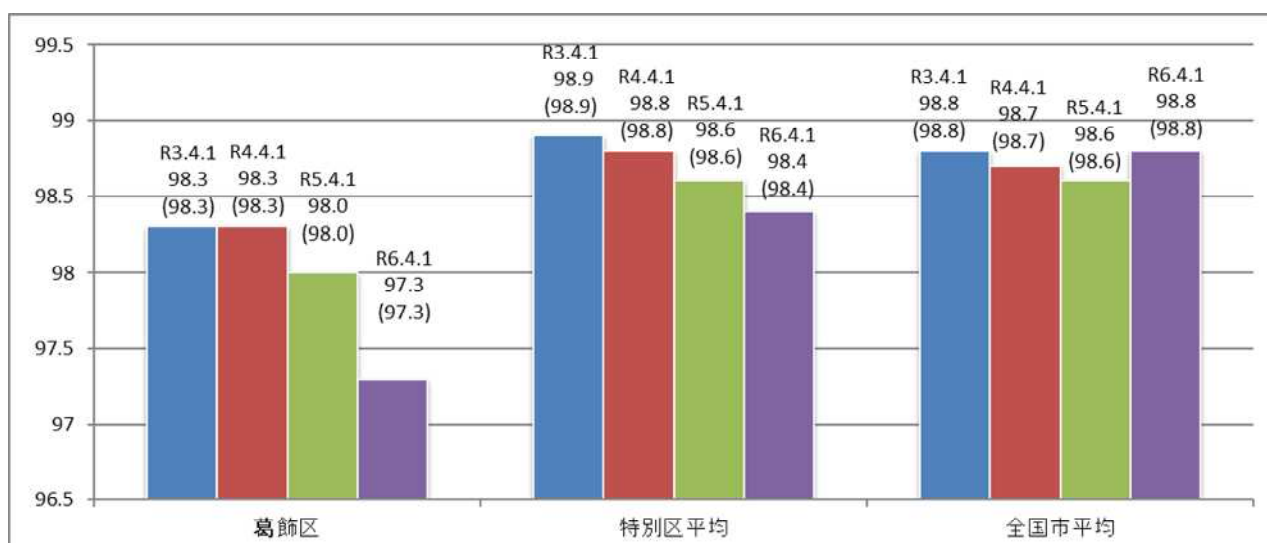
区分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	（参考） 4年度 の人件 費率
令和 5年度	467,000人	273,038,078千円	11,409,131千円	30,207,825千円	11.1%	12.6%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費（千円）				（参考） 一人当たり 給与費 B / A	（参考） 特別区平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
令和 5年度	2,964人	10,416,306	3,747,242	4,958,964	19,122,512	6,452千円	6,577千円

- （注） 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- （注） 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数である。(地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。)
- (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均として、特別区平均を掲載。類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和 6年度	393,192円	382,163円	11,029円 (2.89%)	2.89%	2.89%	2.76%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和 6年度	4.87月	4.65月	0.22月	0.20月	4.85月	4.60月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表については、国及び他の地方公共団体の状況を踏まえ、地域手当の見直しに併せて平成27年4月1日に平均1.7%の給料表の引き下げ改定を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【記入例】国基準 20%に対し、葛飾区においても 20%を支給。

（実施時期）【記入例】平成 27 年 4 月 1 日より実施。

（参考）

	平成 26 年度 の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度以降 の支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後	
国基準による 支給割合	18%	18%	18.5%	20%
葛飾区の実 支給割合	18%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
葛飾区	38.6歳	288,905円	404,667円	364,975円
東京都	42.5歳	318,089円	458,519円	400,162円
国	42.1歳	323,823円	405,378円	—
特別区平均	39.8歳	298,662円	424,891円	374,938円

②技能労務職

区分		公務員				民間				
		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	参考 (A/B)
技能労務職 計		54.8歳	325人	289,926円	381,791円	364,275円	—	—	—	—
(内 訳)	清掃職員	52.8歳	120人	287,365円	408,165円	359,275円	廃棄物処理業	47.7歳	314,900円	1.30
	学校給食員	57.1歳	2人	—	—	—	飲食物調理従事者	41.9歳	313,100円	—
	守衛	54.1歳	6人	289,500円	433,822円	363,000円	警備員	46.2歳	306,500円	1.42
	用務員	58.1歳	31人	269,961円	329,685円	343,121円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	244,800円	1.35
	自動車運転手	56.0歳	2人	—	—	—	乗用自動車運転手	57.9歳	304,900円	—
	その他職員	55.7歳	164人	295,013円	369,576円	371,374円	—	—	—	—
東京都		50.5歳	1,211人	289,976円	388,004円	353,700円	—	—	—	—
国		51.2歳	1,829人	288,144円	330,553円	—	—	—	—	—
特別区平均		53.6歳	228人	284,926円	387,351円	349,817円	—	—	—	—

区分		参考		
		年収ベース（試算値）の比較		
		公務員(C)	民間(D)	C/D
葛飾区		—	—	—
内 訳	清掃職員	6,501,454円	3,634,200円	1.79
	守衛	6,849,584円	4,894,700円	1.40
	用務員	5,496,309円	3,500,500円	1.57

③ 教育職（幼稚園教育職員）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛飾区	40.9歳	292,312円	396,098円
東京都	39.8歳	341,332円	441,317円
特別区平均	38.3歳	331,651円	443,446円

※「平均給与月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～5年の3ヶ年平均）したがって、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、必ずしも年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※技能労務職の学校給食員及び自動車運転手については、職員数が3人以下のため非公表。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		葛飾区	東京都	国
一般行政職	I 類(大卒程度)	196,200円	196,200円	196,200円
	III 類(高卒程度)	158,100円	160,100円	166,600円
技能労務職（高卒程度）		153,400円	157,500円	—
教育職 (幼稚園教育職員)	大学卒	207,800円	210,400円	—
	短大卒	190,200円	194,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般 行政職	I 類（大学 卒程度）	266,727 円	337,075 円	383,026 円	390,616 円
	III 類（高校 卒程度）	231,868 円	268,525 円	374,800 円	354,925 円
技能労務職	高校卒	181,400 円	304,133 円	300,443 円	288,456 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

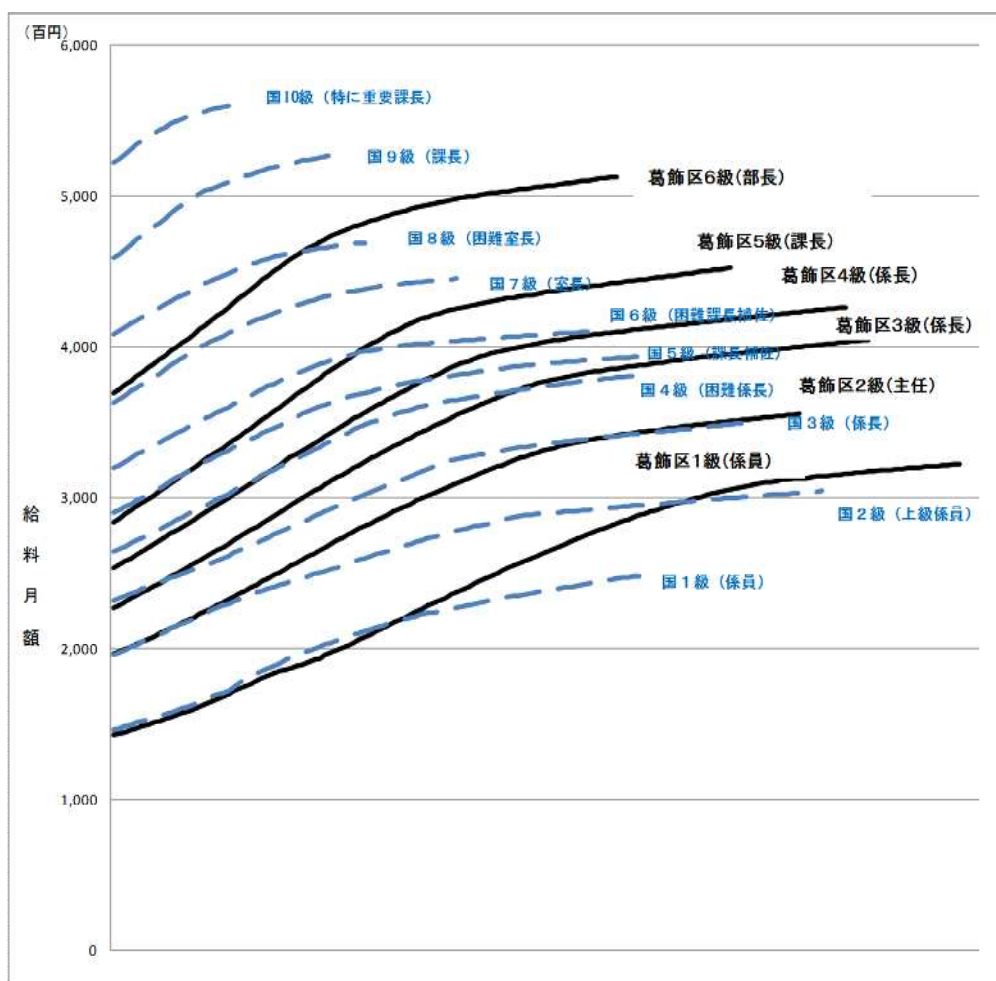
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長、担当部長又は参事の職務	20人	1.1%	370,800円	514,100円
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	71人	4.0%	288,700円	453,500円
4級	課長補佐の職務	107人	6.1%	260,300円	427,600円
3級	係長、担当係長又は主査の職務	251人	14.3%	235,600円	405,700円
2級	主任の職務	494人	28.1%	208,500円	356,500円
1級	係員の職務	816人	46.4%	153,500円	322,900円

(注) 1 葛飾区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 再任用職員は含まれていない。

※平成30年度に8級制から6級制に変更（旧給料表の1級から3級を再編し、6級及び7級をそれぞれ統合）となっている。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

葛飾区	東京都	国
1人当たりの平均支給額(5年度) 1,628千円	1人当たりの平均支給額(5年度) 1,907千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.25月分 (1.35)月分 (1.10)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.25月分 (1.35)月分 (1.10)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

葛飾区			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	39.75月分	47.70月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 （定年前退職者に対する特例措置（2%～20%加算））			その他の加算措置 （定年前退職者に対する特例措置（2%～45%加算））		
1人当たり平均支給額					
自己都合 1,935千円					
勸奨・定年 19,163千円					

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち、「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			2,139,471,456円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			690,375円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
葛飾区	20%	3,099人	20%

（注）葛飾区以外の地域における支給率は12%（対象者4名）

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			43,290,039円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			96,630円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）			14.5%	
手当の種類（手当数）			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
防疫等業務手当	保健所で当該業務に従事する職員	感染症予防法に定める感染症の患者等に接触する業務	38千円	日額170～680円
特定現場業務手当	工事現場で当該業務に従事する職員	建築物等の建設現場における工事監督又は検査の業務等	43千円	日額300円
福祉業務手当	福祉現場で当該業務に従事する職員	訪問員若しくは指導員として援護等の業務を行うため家庭訪問したとき等	22,457千円	日額230～1,470円
清掃業務手当	清掃業務に従事する職員	廃棄物収集に従事する場合等	20,031千円	日額700円

（注）支給実績の総額には、義務教育特別手当の支給額が含まれている。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（４年度決算）	586,438,679円
職員１人当たりの平均支給年額 （４年度決算）	225,034円
支給実績（５年度決算）	666,607,898円
職員１人当たりの平均支給年額 （５年度決算）	246,709円

（注１）事業経費執行分を除く。

（注２）職員１人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の４月１日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員（管理職員、教育職員）を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を含んでいる。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容		支給実績 (5年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (5年度決算)	
扶養手当	配偶者		異なる	配偶者	6,500円	168,558,222円	191,543円	
	子			子	10,000円			
	父母等			父母等	6,500円			
	16～22歳の子の加算			16～22歳の子の加算	5,000円			
住居手当	世帯主で家賃27,000円以上で住居を借りている職員		異なる	賃貸住宅に居住する場合(支給限度額/月)	28,000円	142,537,979円	186,568円	
	加算額	27歳まで						18,700円
		28歳～32歳まで						9,300円
通勤手当	運賃相当額 (限度額/月)		異なる	交通用具利用者の単価		346,079,986円	134,661円	
管理職手当	部長		異なる	本府省課長	130,300円	137,439,300円	1,184,822円	
	統括課長			本府省室長	94,000円			
	課長							
休日勤務手当・夜勤手当	休日勤務手当 勤務1時間当たりの単価×135% 夜勤手当 勤務1時間当たりの単価×25%		同じ	—		64,334,418円	160,435円	
初任給調整手当	医師・歯科医師に支給 118,000円～ 268,500円		異なる	415,600円以内		8,614,800円	2,153,700円	

管理 職員 特別 勤務 手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 8,000円～18,000円	異なる	6,000円～18,000円	313,500円	15,675円
----------------------------	---	-----	----------------	----------	---------

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料			(参考) 特別区における最高/最低額	
	区長	1,125,000 円	1,286,000 円 / 914,400 円	
	副区長	918,000 円	1,027,000 円 / 810,700 円	
	教育長	809,000 円	—	
	常勤監査委員	663,000 円	—	
報酬	議長	921,000 円	956,000 円 / 856,000 円	
	副議長	773,000 円	809,000 円 / 763,500 円	
	議員	620,000 円	621,500 円 / 594,800 円	
期末手当	区長	(令和5年度支給割合)		
	副区長			
	教育長			
	常勤監査委員			
	議長			
	副議長			
	議員			
退職手当		算定方式	1期の手当額	支給時期
		退職日における給料月額に対して勤続期間1年につき次の割合を乗じて得た額		
	区長	450/100	20,250,000 円	任期満了等により退職した時
	副区長	320/100	11,750,000 円	
	教育長	240/100	5,824,800 円	
	常勤監査委員	210/100	5,569,200 円	

(注) 特別職の報酬などの額は、学識経験者などで構成される「葛飾区特別職議員報酬等審議会」の意見を聞き、区議会の審議を経て、条例で定められている。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

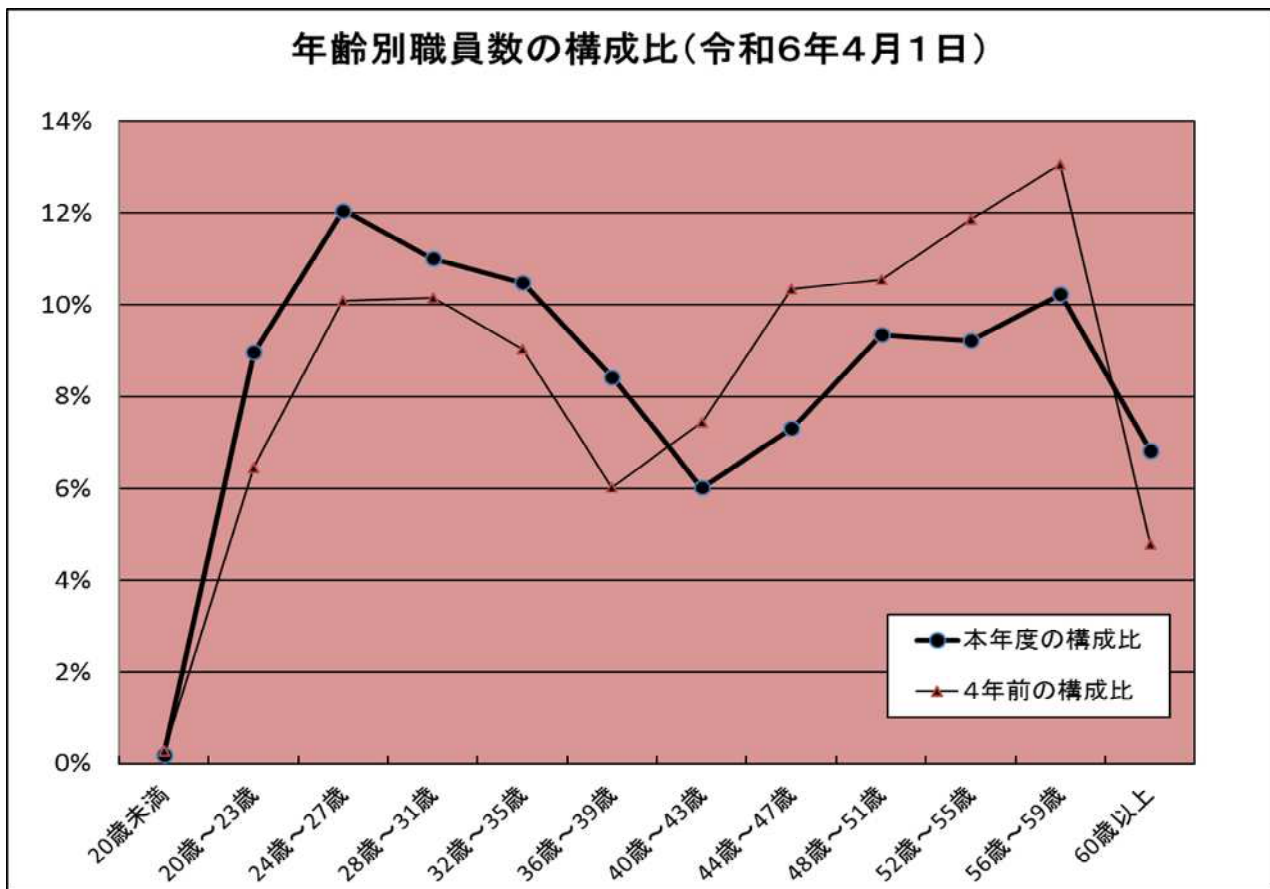
（百万人当たり1日現在）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計	一 般 行 政	議 会	15	15	0	
		総務・企画	425	460	35	業務量増及び執行体制の見直し
		税 務	77	75	△2	育児休業・病気休職職員の代替対応
		民 生	1,400	1,437	37	業務量増及び執行体制の見直し
		衛 生	352	354	2	業務量増及び執行体制の見直し
		労 働	1	1	0	
		農林水産	1	1	0	
		商 工	40	42	2	業務量増及び育児休業職員の代替対応
		土 木	401	413	12	業務量増及び執行体制の見直し
		計	2,712	2,798	86	参 考 人口1万人当たりの職員数 59.91人 （特別区の人口1万人当たりの職員 数58.19人）
	教育	274	269	△5	業務量減及び執行体制の見直し	
	消防	0	0	0		
	小計	2,986	3,067	81	参 考 人口1万人当たりの職員数 65.67人 （特別区の人口1万人当たりの職員 数64.32人）	
公等 営会 企計 業	そ の 他	102	103	1	業務量増	
	小 計	102	103	1		
合 計			3,088 [3,232]	3,170 [3,232]	82 [0]	参 考 人口1万人当たりの職員数 67.88人

(注1) 職員数は一般職に属する職員数である。

(注2) []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	6人	284人	382人	349人	332人	267人	191人	231人	296人	292人	324人	216人	3,170人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度	平 31 年	令 2 年	令 3 年	令 4 年	令 5 年	令 6 年	過去 5 年間の 増減数（率）
一般行政		2,554	2,596	2,610	2,653	2,712	2,798	244（9.6％）
教育		307	289	276	258	274	269	△38（△12.4％）
消防		-	-	-	-	-	-	（ ）
普通会計計		2,861	2,885	2,886	2,911	2,986	3,067	206（7.2％）
公営企業等会計計		111	103	103	101	102	103	△8（△7.2％）
合計		2,972	2,988	2,989	3,012	3,088	3,170	198（6.7％）

（注1）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。